

柔道整復療養費検討専門委員会の 議論の整理の各項目の状況について

療養費検討専門委員会における議論の整理に係る対応スケジュール(現在の状況)

1. 平成28年10月1日から施行するもの

①同一建物の複数患者への往療の見直し(平成28年10月1日施行)

2. 具体案の検討が必要であり、年内を目処に方針を決め、周知を図った上で平成29年度から実施を目指すもの

②「亜急性」の文言の見直し(平成30年6月1日施行)

③支給基準の明確化を図るため、判断に迷う事例の収集及び公表(令和元年8月に事例を収集するための事務連絡を発出)

④「部位転がし」等の重点的な審査の実施に向けた審査基準の策定(平成29年10月1日施行)

⑤柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所に資料の提出や説明を求める仕組み(平成29年10月1日施行)

⑥地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、「受領委任の取扱いの中止」を確実に運用する仕組み(〃)

⑦保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組み(〃)

⑧事業者等に金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術を療養費支給の対象外とする(〃)

⑨支給申請書様式の統一(〃)

3. 具体案の検討が必要であるとともに、十分な施行準備が必要であり、年度内を目処に方針を決め、できるだけ早期に実施を目指すもの

⑩施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入(平成30年4月1日施行)

⑪初検時相談支援料について、一定の要件を満たす施術管理者に限って算定可能とする仕組みへの変更(施術管理者要件で対応)

⑫電子請求に係る「モデル事業」の実施

4. 継続的に実施するもの

⑬地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制の強化(継続)

⑭不適正な広告の是正(継続)

5. 次期改定に向けて、調査を実施するもの

⑮原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータの収集(報告済)

⑯柔道整復療養費とあはき療養費との併給の実態把握

6. 引き続き検討するもの

⑰支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること

⑱問題のある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること

③について

③支給基準の明確化を図るため、判断に迷う事例の収集及び公表

⇒ 柔整審査会及び保険者において判断に迷って合議が必要となった事例等を収集するため令和元年8月5日に事務連絡を発出し、9月末を目途に収集を予定。

判断に迷って合議が必要となった事例（個別票）

柔整審査会名 又は保険者名	
事例名	(記載例) ○○○○の場合の△△△△の取扱い
具体的な内容	申請月 (平成・令和 年 月 申請分) 負傷名 () 負傷原因 () 負傷年月日 (平成・令和 年 月 日) 初検年月日 (平成・令和 年 月 日) 施術開始年月日 (平成・令和 年 月 日) 施術終了年月日 (平成・令和 年 月 日) ※ 申請月～施術終了年月日については、任意の記載で構いません。
	事例の内容 (判断に迷った理由も含め具体的に記載してください。)
施術料の区分	☐ 初検料 ☐ 初検時相談支援料 ☐ 往療料 ☐ 再検料 ☐ 整復料 ☐ 後療料 ☐ 固定料 ☐ 施療料 ☐ 電療料 ☐ 冷罎法料 ☐ 温罎法料 ☐ 柔道整復運動後療料 ☐ 施術情報提供料 ☐ 休日加算 ☐ 金属副子加算 ☐ その他 ()
措置の結果	☐ 支給決定 ☐ 査定のうち、支給 (一部支給) ☐ 不支給決定 ☐ 返戻 措置の結果に至った判断 (理由、考え方を具体的に記載してください。)
担当者・連絡先	部署名 : 担当者氏名 : 連絡先 (電話番号または e-mail) :
参考資料の添付	☐ 無 ☐ 有 (☐ 申請書 ☐ 患者照会 ☐ 施術録 ☐ 施術履歴簿 ☐ その他 ()

⑦関係

- 施術・請求内容の確認のため、以下の取組を行う。
 - (1) 患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付するとともに、患者から求められたときは、一部負担金の算定の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付する。(現行どおり)
 - (2) 保険者等が、施術管理者に対して、領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示及び閲覧を求めることができる。(29年10月～)
 - (3) さらに、施術者が、患者が前月分の請求後に来院した場合に、前月の支給申請書の「写し」又は明細書を、患者又は家族に交付する(既に(1)により明細書を交付している場合を除く。)などにより、患者が施術・請求内容を確認する取組について、平成31年中の実施に向けて検討する。
 - 患者による施術・請求内容の確認については、上記のほか、「施術毎に患者が施術内容を確認の上署名する方法」や、「施術内容が分かる領収書を発行する方法」なども考えられる。

⑫電子請求に係る「モデル事業」の実施

- 現在、一部保険者と、電子請求に係るモデル事業を実施すべく、調整を行っているところであり、引き続き実施に向け作業を進める。
 - 電子請求の導入に当たって、現行の療養費支給申請の流れや電子請求の導入に当たって検討すべき具体的な事項を把握するため、一部の保険者、一部の施術者に対して実態調査を開始したところ。
 - さらに今後、請求の電子化や審査基準の明確化などの状況も踏まえながら、審査支払機関での統一的な審査などについても平成30年度から検討していく。
- ⇒ 電子請求については、実務的に整理が必要な項目が多く存在するため、実務者会合などで検討を行うこととしてはどうか。

⑬地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制の強化

- 平成29年度厚生労働省機構・定員査定において、柔道整復療養費対応分を含め、医療指導監視監査官の増員(全体で8人)が認められた。
- 平成30年度厚生労働省機構・定員査定においては、柔道整復・あはき療養費対策を含めた人員体制の強化として、8人の増員が認められた。
- ⇒ 平成31年度厚生労働省機構・定員査定においては、柔道整復・あはき療養費対策を含めた人員体制の強化として、2人の増員が認められた。

柔道整復師に対する指導・監査等の実施状況（厚生（支）局別）

厚生（支）局	①集団指導（人）			②個別指導（件）			③監査（件）			④中止等（件）			（参考）情報提供		
	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
北海道	430	760	594	0	4	1	3	0	0	3	0	0	20	13	32
東北	226	184	198	10	7	6	1	1	1	1	0	1	46	48	58
関東信越	1,057	1,681	1,781	10	12	8	9	3	3	5	4	5	232	262	297
東海北陸	378	398	459	21	19	10	0	0	1	0	0	0	107	82	83
近畿	934	774	754	22	31	31	4	8	7	9	1	4	169	145	134
中国四国	192	147	152	10	6	9	3	1	1	3	1	1	54	43	68
四国	137	101	94	4	4	1	3	1	0	2	1	0	12	13	15
九州	589	524	526	12	19	6	3	3	4	2	3	4	95	101	71
計	3,943	4,569	4,558	89	102	72	26	17	17	25	10	15	735	707	758

※ 「①集団指導」の数値は対象とした柔道整復師の人数、「②個別指導」及び「③監査」の数値は実施した個別指導及び監査の件数

※ 「④中止等」の数値は中止及び中止相当とした件数の合計

⑭不適正な広告の是正

- 柔道整復の広告について、ガイドラインの作成を検討し、ガイドラインに基づき、不適正な広告を掲げている施術所への指導を徹底する。
- ※ 平成30年度からガイドライン作成を含む広告に関する検討会を開催。

【開催状況】

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会

第1回	平成30年 5月10日	広告の現状と課題について
第2回	平成30年 7月18日	施術団体からの広告に関する提案
第3回	平成30年10月10日	地方公共団体、保険者からの広告に関する提案
第4回	平成30年11月22日	これまでの議論を踏まえた論点整理
第5回	平成31年 2月14日	景品表示法の概要、表示等の適正化の取り組み
第6回	平成31年 3月18日	これまでの議論を踏まえた論点整理
第7回	令和元年 5月16日	これまでの議論を踏まえた論点整理

⇒ 検討会の議論を踏まえ、検討を行う。

⑩ 柔道整復療養費とあはき療養費との併給の実態把握

- 柔道整復療養費とあはき療養費の併給の実態については、保険者で名寄せをして調査していただく必要があり、今後、調査方法等について保険者と調整する。
- ⇒ 保険者に柔道整復療養費とあはき療養費を併給している支給申請書の支給日や傷病名の関係などを調査するなど、調査方法等について引き続き、保険者と調整する。

⑰支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること

- 支給申請書における負傷原因の記載について、1部位目から求めるべきといった意見があった一方で、全ての支給申請書に1部位目から負傷原因を記述することは負担が大きいと、重点的な審査の実施を優先すべきとの意見があり、さらに検討することとされている。
 - 負傷原因の1部位目からの記載については、平成29年10月から、柔整審査会の権限の強化や重点的な審査の実施を行っているところであり、その実施状況を確認しながら、その必要性についてさらに検討することとする。
- ⇒ 柔整審査会の権限の強化について、柔整審査会における面接による確認の具体的な取扱いを平成30年12月に事務連絡を発出したところであり、その状況も踏まえながら引き続き検討する。

⑱問題のある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること

- 問題のある患者について、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えることについては、現在、あはき療養費についても、長期・頻回の施術について同様の仕組みを検討しているところであり、その検討状況を踏まえながら、引き続き検討する。
- ⇒ 柔整審査会において、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために、施術管理者等を面接によって確認する取組例を平成30年12月に事務連絡において示したところであり、その状況を確認しながら、検討してはどうか。

療養費の推移

(金額:億円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国民医療費	360,067	374,202	385,850	392,117	400,610	408,071	423,644	421,381
対前年度伸び率	3.4%	3.9%	3.1%	1.6%	2.2%	1.9%	3.8%	-0.5%
治療用装具	350	387	396	406	405	421	425	438
対前年度伸び率	4.2%	10.6%	2.3%	2.6%	-0.4%	4.0%	1.1%	3.0%
柔道整復	4,023	4,068	4,085	3,985	3,855	3,825	3,789	3,636
対前年度伸び率	2.3%	1.1%	0.4%	-2.5%	-3.2%	-0.8%	-0.9%	-4.0%
はり・きゅう	293	315	352	358	365	380	394	407
対前年度伸び率	9.7%	7.5%	11.8%	1.8%	1.8%	4.3%	3.6%	3.4%
マッサージ	459	516	560	610	637	670	700	707
対前年度伸び率	22.7%	12.4%	8.5%	9.0%	4.5%	5.2%	4.4%	1.0%

(注1) 平成21年度は保険局医療課、平成22年度以降は保険局調査課とりまとめの推計

(注2) 柔道整復、はり・きゅう、マッサージ別の療養費の算出について

○ 全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合については推計値を、国民健康保険、後期高齢者医療制度については実績値を使用。

○ なお、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合及び国民健康保険の柔道整復、はり・きゅう、マッサージ別の統計が無い又は無かった年度については、

・ 平成21年度の船員保険、共済組合については、それぞれの療養費総額の実績値に全国健康保険協会管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。

・ 平成22年度以降の国及び地方公務員共済組合については、療養費総額の実績値に健康保険組合の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。

(注3) 治療用装具の療養費の算出について

・ 平成21年度の船員保険、共済組合については、療養費の内訳として治療用装具の統計がないため、集計していない。